

## スポーツ振興くじ助成金に係る交付決定の取消し等について

このことについて、令和2年9月23日付けで、標記助成金に係る交付決定の取消し等を、下記のとおり行いましたのでお知らせします。

### 記

処 分 対 象 者	特定非営利活動法人埼玉県レクリエーション協会 (埼玉県 法人番号 7030005017385)
処 分 の 内 容	1 平成30年度及び令和元年度スポーツ振興くじ助成金に係る交付決定の取消し 2 助成対象者から除外（令和3年度から4か年度）
事 由	平成30年度及び令和元年度スポーツ団体スポーツ活動助成において、助成対象事業の要件を満たさず、助成金の交付決定の内容に違反していることが認められたため。